

「八潮市テイクアウト・デリバリー応援事業」の実施について

1. 目的

市内で飲食業を営む事業者にあつては、国の緊急事態宣言により、市民の外出自粛が続く中、夜間の営業時間の短縮などが求められており、売上の低下が深刻な状況である。

このため、八潮市商工会では、「テイクアウト（持ち帰り）」又は「デリバリー（出前）」に活路を求める飲食業を営む店舗を対象に、「八潮市テイクアウト・デリバリー応援事業」を緊急に実施し、新規顧客の開拓や業態転換などにより、売り上げの確保等を図るための応援を行うこととなった。

市では、八潮市商工会が実施する当該事業に対し、「八潮市商工業振興事業補助金要綱」に基づき、必要な経費について補助金を交付し全面的にバックアップするものである。

2. 事業内容

1. 応援事業の対象となる店舗

八潮市内の店舗において、テイクアウト等を行う飲食店舗（以下「登録店舗」という）とする。ただし、チェーン店及びフランチャイズ店は対象外とする。

2. 応援事業の内容

(1) 割引クーポン券による応援

① クーポン券の発行

八潮市商工会は、登録店舗のテイクアウト等において利用できる**クーポン券（額面300円×5枚分＝1,500円分）**を、**5月・6月・7月の3回発行**する。

この**クーポン券は、1品につき1枚利用**できる。（ただし、**1品500円以上で利用可**）
利用できる有効期限は、5月発行分は6月末日まで、6・7月発行分は発行月の月末までとする。

② クーポン券の配布

5月に発行するクーポン券・登録店舗が印刷されたチラシ …… 新聞折込

6・7月に発行するクーポン券・登録店舗が印刷されたチラシ …… ポスティング

(2) テイクアウト等の導入に対する応援

① 導入費用の助成

新たにテイクアウト等を行う場合又はメニューの改定や使い捨て容器の新規購入などを行う場合、その登録店舗に対して**5万円を限度に助成**する。

3. 予算措置

八潮市商工会への補助

市は、八潮市商工会が実施する事業費を対象に、**補助金（10分の10）**を交付する。

補助の内訳

単位：千円

補助対象経費	金額	積算基礎	
1. 賃金	603	臨時職員1人分（1日7.75時間×週5日×4か月）	603
2. 社会保険料	105	臨時職員1人分（4か月）	105
3. 需用費	1,595	① 消耗品費（事務用品）	264
		② 印刷製本費（チラシ・ポスター作製代）	1,331
4. 役務費	1,781	① 通信運搬費（登録店舗への通知に係る郵送代）	78
		② 広告料（新聞折込：5月分の1回）	84
		（ポスティング：6月・7月分の2回）	634
		③ 手数料（換金費の支払いに伴う口座振替代）	985
5. 助成金	32,800	① 使用済みクーポン券換金費（300円×10万枚）	30,000
		② 導入経費の助成（50,000円×56店舗）	2,800
市補助額合計	36,884		